

1 回戦

①第1問

ふるさと納税により地方公共団体から謝礼として特産品を買いました。謝礼として貰った特産品に関する課税関係はどうなるでしょう？



贈与税の対象となる



所得税の対象となる

答えは



所得税の対象となる

A：所得税の対象となる

解説：

寄附者が特産品を受けた場合の経済的利益については、所得税法に規定する非課税所得税には該当せず、一時所得に該当するため所得税の対象となります。

なお、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額(最高 50 万円)を控除した金額となります。

このことから、収入を得るために支出した金額がないものとした場合ですが、他に一時所得に該当する収入がなく、特産品の経済的利益の額が 50 万円を越える場合には課税関係が生じることがあります。

①第2問

サラリーマンの扶養親族の数に含めることのできる、配偶者のパート収入の上限はいくらでしょう？



103万円まで



150万円まで

答えは



150万円まで

A：150万円まで

解説：

サラリーマンの毎月の給料から天引きされる源泉所得税は、扶養親族の数によってその金額が変わります。配偶者が、この扶養親族の数に含まれるかどうかの要件は、所得者本人（合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。）と生計が同じで、パート収入のような給与所得の場合、年間収入見込が 150 万円以下であることとされています。

この要件を満たす配偶者を「源泉控除対象配偶者」といい、毎月の源泉所得税の算出の際、扶養親族の数に含めることができます。

以前は、この収入要件が 103 万円となっていたいますが、平成 29 年の税制改正により、所得者本人の収入要件が新たに設けられた一方、配偶者の収入要件が 150 万円へ緩和されました。

①第3問

法人から個人が贈与を受けたときにかかる税金は次のどちらでしょう？



所得税



贈与税

答えは



所得税

A：所得税

解説：

贈与税は個人から財産を贈与により取得した場合にかかる税金であり、法人から財産を贈与により取得した場合には贈与税ではなく所得税がかかります。

贈与税は、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかりますが、その財産の性質や贈与の目的などからみて、一定の財産については贈与税がかからないこととなっています。例えば、夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものや個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるものなどについては、贈与税がかかりません。

①第4問

公益法人等は、収益事業から所得に対してのみ法人税が課されます。
公益法人等が自ら行う次の事業(教室)のうち、収益事業となるのはどちらでしょう？



料理教室



パソコン教室

答えは



料理教室

A：料理教室

解説：

公益法人等及び人格のない社団等は、法人税法において収益事業として定めている事業を行う場合に法人税が課されることとなっています。

この場合の収益事業とは、34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

この34の事業とは、物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業など列挙されており、その中には「技芸教授業」といわれるものがあります。

技芸教授業は、洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇・・・など、課税対象として特掲されている一定の技芸について直接実技の教授を行うもの及びその技芸に関する免許の付与、その他これに類する行為を行うものです。

パソコンの教授についてはこの技芸教授業とされる技芸に含まれていませんので、収益事業に該当する教室は、料理教室ということになります。

①第5問

次のうち、税務上の交際費等となるのはどちらでしょう？

答えは



非常勤役員への中元、
歳暮の贈答費用



得意先をゴルフに招待した
際のゴルフ場利用税



得意先をゴルフに招待
した際のゴルフ場利用税

A：得意先をゴルフに招待した際のゴルフ場利用税

解説：

税務上、交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものとされており、社会通念上の交際費の概念より幅広く定められています。

得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対して、中元又は歳暮を贈答するための費用は交際費等となりますが、役員又は使用人に対する中元、歳暮の贈答は、役員又は使用人としての地位に基づいてなされるものと考えられることから、給与等として取り扱われ、交際費等には該当しません。

一方、得意先をゴルフに招待した際のゴルフ場利用税は、そのゴルフが接待、供応等のために行われるものであれば、交際費等に含まれることとなります。また、同伴者のプレー代やゴルフ場までの交通費等についても同様に交際費等に含まれることとなります。

①第6問

税法上、役員報酬は損金の額に算入されない場合があるので役員の定義が重要です。次のうち税法上の役員となるのはどれ？

答えは



非常勤取締役



名目上相談役



他社に勤務する代表者の息子



非常勤取締役

A：非常勤取締役

解説：

税法上の役員は①登記上の役員以外に、②経営に従事している使用人以外の者、③経営に従事している特定株主が含まれます。

登記上の役員は常勤だろうと非常勤だろうと税法上の役員に該当します。その職務の実質ではなく、役員として選任されたかどうかによって判断されます。例えば、代表者の家族を名目上の役員として選任、登記していた場合、その名目的役員が経営に重要な役割を担っていなかったとしてもその者に支払われる金銭は役員報酬に該当します。

役員でもなく使用人でもない者としては相談役や顧問がありますが、経営に従事している場合には役員とみなされます。経営に従事しているとは法人の主要な業務執行の意思決定に参画していることをいい、名目的な相談役では役員とはみなされません。

会社の経営に影響を与えることのできる特定の株主で経営に従事している者も役員とみなされますが代表

①第7問

法人税法では、「内国法人」について、「国内に本店又は主たる事務所を有する法人」と定義されています。それでは、法人税法において、「外国法人」はどのように定義されているでしょう？



内国法人以外の法人



国外に本店又は主たる事務所を有する法人

答えは



内国法人以外の法人

A：内国法人以外の法人

解説：

多くの税法で、その法律において、使用される用語の意義を定めています。

法人税法においては、法人税法第2条《定義》において、用語の意義を定めており、「国内」を「この法律の施行地をいう。」としており、「国外」を「この法律の施行地外の地域をいう。」としています。

この他、問題文にある「内国法人」や「外国法人」など、その数は全部で80を越える用語について、定義されています。

機会があれば、一度ご覧になってはいかがでしょうか。

①第8問

中小企業者等の青色申告法人が減価償却資産を取得し事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。対象となる減価償却資産は、取得価額がいくら資産が対象となるでしょう？



50万円未満



30万円未満

答えは



30万円未満

A：30万円未満

解説：

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができるという、青色申告の特典の一つです。

この特例の対象となる法人は、青色申告法人である中小企業者又は農業協同組合等で、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限られます。なお、中小企業者には、大規模法人が資本金の額又は出資金の額の2分の1以上を所有している法人、2以上の大規模法人が資本金の額又は出資金の額の3分の2以上を所有している法人は含まれません。

また、この特例を受けるためには、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき損金経理するとともに、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書(別表16(7))を添付して申告することが必要です。

①第9問

インターネットのオークションサイトやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得は、雑所得に該当します。次のうち、雑所得に該当するのはどちらでしょう？

答えは



仮想通貨の売却等による所得



趣味で行う競馬の馬券の払戻金

仮想通貨の売却等による所得

A：仮想通貨の売却等による所得

解説：

大部分の給与所得者の方は、給与の支払者が行う年末調整によって源泉徴収された所得税額と納付すべき所得税額との過不足が清算されますので確定申告の必要はありません。

しかし、年末調整が済んでいる給与所得者であっても、その給与所得以外に副収入等によって20万円を超える所得を得ている場合には、確定申告が必要となります。

インターネットのオークションサイトやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引で、例えば、衣服・雑貨・家電などの資産の売却により所得などは雑所得に該当します。

なお、生活の用に供している資産（古着や家財など）の売却による所得は非課税（この所得については確定申告が不要）です。

このほか、自家用車などの資産の貸付けによる所得、ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得や一般的な民泊による所得が雑所得に該当します。

競馬の馬券の払戻金の所得区分については、馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して一時所得となるか雑所得になるか区分されます。一般の競馬愛好家の方につきましては、一時所得に該当するため、外れ馬券の購入費用は必要経費として控除できません。

①第10問

美術品は減価しないとされますが、それを判断する金額基準があります。さて、いくらでしょう？

答えは



20万円

100万円

1,000万円

100万円

A：100万円

解説：

時の経過により価値の減少しないものは減価償却の対象にはならない非減価償却資産となります。美術品などは時の経過とともに価値が増加することはあっても減少することはないと考えられており、非減価償却資産となります。

ただ、何を美術品とするかは価値判断する必要があり、運用上、一定の基準が作られています。

まず、古美術品、古文書、出土品、遺物などのように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないものは美術品に該当することとされています。

それ以外のもので取得金額が1点100万円未満のものは美術品には該当せず、減価償却資産となります。

1点100万円以上のものは時の経過により価値が減少することが明らかなものは減価償却資産とされ、それ以外のものは非減価償却資産とされます。

美術品の他、白金製溶解炉、銀製なべなど、原材料が取得価額の大部分を占めるものも時の経過によって価値が減少しないと考えられていて、非減価償却資産として扱われます。

①第11問 決勝問題！

答えは

**北沢税務署の法人税
の税収額は？**

(平成28事業年度)

**121億3千2百80万2千円
(12,132,802,000円)**

(10,921法人)

解説：

2 回戦

②第1問

焙煎したコーヒー豆の販売は、
軽減税率の対象となるでしょう
か？



適用対象となる



適用対象とならない

答えは



適用対象となる

解説：

焙煎したコーヒー豆は、人の飲用又は食用に供される「食品」に該当しますので、軽減税率の適用対象となります。

②第2問

コンビニで販売する新聞は、定期購読
契約に基づく販売でないため、軽減税
率の対象になりませんが、ホテルや学校
などに決まった部数を販売している場合
は、軽減税率の対象となるでしょう
か？



適用対象となる



適用対象とならない

答えは



適用対象となる

解説：

ホテルや学校などへの販売であっても、週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づく販売は、軽減税率の対象となります。

なお、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約のことをいいます。

②第3問

コンビニやファーストフード店での飲食
料品の持ち帰り販売(テイクアウト)は、
軽減税率の対象となりますが、レストラ
ンでの料理の残りを折り詰めにして持ち
帰る場合、軽減税率の対象となるでしょ
うか？



適用対象となる



適用対象とならない

答えは



適用対象とならない

解説：

軽減税率の対象となる持ち帰りになるのか、又は軽減税率の対象とならない外食になるかの判定は、その飲食料品の提供を行った時点で判定します。

レストランにおいて、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で外食に該当することとなりますので、その後を持ち帰るとしても、遡って軽減税率の適用対象となることはありません。

②第4問

そばの出前や、宅配ピザの配達は、軽減税率の対象となるのでしょうか？



適用対象となる



適用対象とならない

答えは



適用対象となる

解説：

出前、宅配などは、単なる飲食料品の販売であるので、軽減税率の適用対象となります。

②第5問

ワインは軽減税率の対象とはなりませんが、ワインの原料となるぶどうの仕入れは、軽減税率の対象となるのでしょうか？



適用対象となる



適用対象とならない

答えは



適用対象となる

解説：

ぶどうの販売は、その販売時点においては、単なる飲食料品の販売であるので、軽減税率の適用対象となります。

②第6問

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の対象となる飲食料品から除かれていますが、ノンアルコールビールの販売は、軽減税率の対象となるのでしょうか？



適用対象となる



適用対象とならない

答えは



適用対象となる

解説：

軽減税率の対象とならない「お酒」とは、酒税法に規定する「酒類」のことで、アルコール分1度以上の飲料をいいます。したがって、アルコール分1度未満のノンアルコールビールは、酒税法上の酒類に該当しないため、軽減税率の対象となります。

②第7問

軽減税率の対象となる取引は、次のうちのどれでしょう？



旅館やホテルなどが行う客室に飲食料品を届けるルームサービス



旅館やホテルなどの客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料(酒類)を除く



1、2 どちらでもない

答えは



旅館やホテルなどの客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料(酒類)を除く

解説：



「旅館やホテルなどが行う客室に飲食料品を届けるルームサービス」

軽減税率の対象とならない「外食」とは、飲食設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。旅館やホテルが客室に飲食料品を届けるようないわゆるルームサービスは、ホテル等の客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「外食」に該当し、軽減税率の対象となりません。




「旅館やホテルなどの客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒類を除く）の販売」

ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

②第8問

軽減税率の対象となる取引は、次のうちのどれでしょう？

 列車内での食堂施設(食堂車両等)での飲食

 列車内での移動ワゴンで弁当や飲料を購入し、座席で飲食


 1、2 どちらでもない

答えは




列車内の移動ワゴンで弁当や飲料を購入し、座席で飲食

解説：

 「列車内での食堂施設（食堂車両等）での飲食」

軽減税率の対象とならない「外食」とは、飲食設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。列車内の食堂施設（食堂車両等）において行われる飲食料品の提供は、これに該当し、軽減税率の対象となりません。


 「列車内の移動ワゴンで弁当や飲料を購入し、座席で飲食」


他方、移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、座席等で飲食させるために提供していると認められる場合を除き、軽減税率の対象となります。

(例) 座席で飲食させるための飲食メニューを座席に設置して、顧客の注文に応じてその座席で行う食事の提供

②第9問

水道水は、軽減税率の対象となるでしょうか？

 適用対象となる

 適用対象とならない

答えは



適用対象とならない

解説：

水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されているため、軽減税率の適用対象となりません。

②第10問

軽減税率の対象となる取引は、次のうちのどれでしょう？

答えは



立ち食いそば屋での飲食




屋台のたこ焼き屋で購入し、公園のベンチで飲食(たこ焼き屋は公園のベンチの使用許可を受けている)




1、2どちらもでない

1、2どちらもでない

解説：

 「立ち食いそば屋での飲食」
軽減税率の対象とならない「外食」とは、飲食設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。立ち食いそばの店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用して、飲食させる役務の提供を行うものであることから、「外食」に該当し、軽減税率の対象となりません。

 「屋台のたこ焼き屋で購入し、公園のベンチで飲食(たこ焼き屋は公園のベンチの使用許可を受けている)」
屋台のたこ焼き屋で、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用して、飲食させる役務の提供を行うものであることから、「外食」に該当し、軽減税率の対象となりません。
ここでいう飲食設備は、飲食のための専用設備である必要はなく、食事の提供を行う者と飲食設備を設置又は管理する者(設備設置者)が異なる場合でも、双方の合意等に基づいて、当該飲食設備(この場合は、公園のベンチ)を顧客に利用させることとしている場合は、「飲食設備」に該当します。

②第11問(決勝問題！)

答えは

北沢税務署の消費税
の税収額は？

233億4千3百68万1千円

(23,343,681,000円)

(平成28事務年度)

解説：